

# R7中津維持出張所便所洋式化 仕様書

## I. 履行概要

1. 履行場所 大分県中津市大字宮夫字無生227-2 中津維持出張所
2. 履行種目 便所改修 1式
3. 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
4. 履行内容
  1. 別紙図面及び数量総括表による

## II. 特記事項

1. 本案件は本仕様書による。本仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」、「建築工事標準詳細図（令和7年版）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版）」による。ただし以上の資料により難しい場合は担当職員の指示による。
2. 形状寸法の単位は、特記の無い限りミリメートルとする。
3. 写真管理として履行前、履行中、完了写真をそれぞれ1部提出する。  
サイズはカラーサービス版とし、原版は除く。箇所及び枚数等については担当職員の指示による。
4. 本案件に際しては着手前日までに当該施設の管理者に連絡を取り、その了解の上にて施工を行うこと。なお、工事にあたっては火災・盗難・事故等十分留意すること。
5. 本案件に際して施設の何らかの機能を停止する場合、その前日までに担当職員に連絡を取り、その了解の上にて施工を行うこと。その場合、停止時間の短縮に極力努めること。
6. 本案件に必要な電力、及び給水については全て受注者の負担による。
7. 本案件に使用する材料及び機器材で主要機材は、見本品又はカタログ等で担当職員の承諾を受け使用すること。
8. 発生する不用品については、関係法令を遵守し適切に処理を行うこと。
9. 現地取合上、図示により難しい場合は担当職員と協議する。
10. 履行区域にかかる障害物のうち、一時移動の可能なものは管理者又は入居者の承諾により移動し、完了後は必ず元位置又は指示する場所へ戻すこと。この場合、移動することによりその復元が困難のものは担当職員と協議する。
11. 本履行に際しては構内の施設等に対して損傷等を与えることのないよう、十分留意すること。  
万一損傷等を与えた場合は、ただちに原形復旧を行うこと。
12. その他、履行中に疑義が生じた場合は担当職員と協議の上、その指示を受けること。
13. 本案件における契約内容の変更は、以下によるものとする。
  - ①本案件における履行数量は、別紙数量総括表のとおりとし、数量に変更が生じる場合には、発注者と受注者が協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。
  - ②本案件における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
  - ③受注者は、履行期間中及び履行完成後において、担当職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該担当職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。
14. 行政情報流出防止対策の強化について
  - ①受注者は、本案件の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策に努めなければならない。
  - ②行政情報流出防止対策について、疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議すること。

#### 15. 情報管理体制について

- ①本案件で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ②本案件で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当職員等が同意した場合はこの限りではない。
- ③本案件で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当職員等の指示に従うこと。

#### Ⅲ. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- ④ 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

#### Ⅳ. その他

本仕様書に記載されていない事項もしくは疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。